

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年11月6日 19時35分ごろ
発生場所	鹿児島県瀬戸内町芝立神南側の干出浜 オネン埼灯台から真方位270° 2海里付近 (概位 北緯28° 12. 2′ 東経129° 12. 6′)
事故の概要	漁船 ^{ただし} 正丸は、東北東進中、干出浜に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年12月3日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 正丸、0.6トン
船舶番号、船舶所有者等	KG3-36375（漁船登録番号）、個人所有 第295-45049号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船首部船底外板に破口、甲板上構造物が倒壊
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約2.2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 月没時刻：16時55分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、東北東進中、船長が、次回の操業について考え事をしていたところ、右舷船首方に認めた黒い塊を芝立神と思い込み、沖側を通過した方が安全と思って針路を左方に転じ、芝立神南側の干出浜（岩）に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.6mであった。 船長は、本事故後、右舷船首方に認めた黒い塊が芝立神南南東方の岩であったことに気付いた。
分析	本船は、東北東進中、船長が、考え事をしながら航行していたことから、右舷船首方に認めた芝立神南南東方の岩を芝立神と思い込み、沖側を通過しようとして針路を左方に転じ、芝立神南側の干出浜に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、東北東進中、船長が、考え事をしながら航行していたため、右舷船首方に認めた芝立神南南東方の岩を芝立神と思い込み、沖側を通過しようとして針路を左方に転じ、芝立神南側の干出浜に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、操船に集中し、船位の確認を行うこと。